

令和7年度 技能職員の勤務労働条件について 回答案（労安）

要求	回答
12. 新型コロナウイルスの感染拡大で得た経験を踏まえ、今後の新興感染症等からの感染防止をはじめ、あらゆる災害から市民および職員の安全を確保するためにも、業務執行体制を構築することはもとより、職員が安心して業務に従事できるよう、労働安全衛生面に十分配慮した職場環境の整備を図るなど、最大限の対策を講じること。	業務執行体制の構築については、職制自らの判断と責任において行う管理運営事項であるが、各所属において様々な検討を行っているところであり、総務局としても、各所属と連携を図ることで、適正な業務執行体制を構築していく。 また、職員の労働安全衛生管理に係る責務は各所属長が担っていることから、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新興感染症や大規模自然災害への対応について、各職場の安全衛生委員会等において協議され、職場実態に応じて対策が適切に講じられるよう、職員の健康管理、安全管理等について情報発信等に取り組んでまいりたい。
14. すべての労働災害・職業病を一掃するという強い決意を持って労働安全衛生管理体制の充実・強化を図り、現場実態に即した労働災害防止対策を講じること。また、労働安全衛生上必要な物品に対する備蓄の充実を図ること。	本市においては、総括産業医・健康管理担当医・労働安全コンサルタントおよび各所属産業医を配置し、安全衛生管理体制の整備に努めている。一方、職員の労働安全衛生に係る責務は各所属長にあり、各所属・職場に安全衛生委員会が設置されていることから、総務局としても、各安全衛生委員会で有効な議論が行われ、各所属・職場での取組が充実したものとなるよう進めてまいり。 公務災害の未然防止・再発防止の観点においては、現場実態に即したリスクアセスメントや適切な対策が実施できるよう、各所属の要請により労働安全コンサルタントを派遣し、有効活用されているところである。その他にも、熱中症対策については、本年度法改正があったことから、各種講習会等の充実をより一層図ってきたところである。今後も引き続き各所属と連携しながら、実効性のある対策となるよう努めてまいりたい。 職員の健康管理について、職員健康保持増進のための指針に基づき、職員の高齢化も見据え、心身両面の総合的な健康保持増進を図ってまいる。本年度末に「大阪市職員心の健康づくり計画（第3次）」が終期を迎えることから、第4期計画策定にあたっては、これまでの取組を踏まえ引き続き推進してまいる。 労働安全衛生法上必要な物品については、各職場の安全衛生委員会等において協議することで、

	職場実態に応じた対応ができるように、必要に応じて情報を提供してまいりたい。
--	---------------------------------------